

第4章

実施事業の取り組み



第4章 実施事業の取り組み

基本目標1. 共に助け合い、支え合う地域づくり

担い手の養成や地域の居場所づくりを推進し、誰もがいきいきと暮らせる助け合い、支え合う地域を目指します

1. 社協支部・地区社協活動の推進

福祉の視点を持って地域づくりを進める社協支部・地区社協の活動を支援します。

- ① 各団体の連携と活動の活性化を目的とした組織である、岡山市社会福祉協議会支部長連絡会、岡山地区社会福祉協議会連絡協議会の運営を事務局として支援します。
- ② 社協支部・地区社協情報交換会を開催し各団体の地域福祉活動の活性化を図ります。



情報交換会の様子

2. 生活支援サービス体制整備事業

困りごとや課題を協議する場（支え合い推進会議）をつくり、地域における支え合いの体制づくりを目指します。地域での協議の場や支え合い活動の機運を高めるために、各地区で勉強会や講座等を開催します。

- ① 生活支援コーディネーター（支え合い推進員）を各区事務所に配置し、地域の支え合い・助け合い活動を支援していきます。
- ② 生活支援サポーター養成講座等を開催し、担い手の養成や掘り起こしを行います。
- ③ 地域みなさんと連携し、困りごとの発見や解決に一緒に取り組みます。
- ④ 関係機関、地域の施設や企業と連携し、地域課題解決に向けて取り組みます。



支え合い活動事例集



地域支援ネットワークチャシ



支え合い通信



生活支援サポーター養成講座の様子

3. ふれあい・いきいきサロン事業

ふれあい・いきいきサロンの設置を推進します。

また、サロン交流会を開催し、サロン運営者同士のつながりをつくり、サロン活動の拡充を図ります。

- ① ふれあい・いきいきサロン活動の立ち上げを支援します。
- ② ふれあい・いきいきサロン活動を支援します。
- ③ サロン交流会を開催し、他地区のサロンとの情報交換や連携が取れるよう支援します。



ふれあい・
いきいきサロンパンフレット



ふれあい・いきいきサロンの様子

4. 子どもの居場所づくり等促進事業

子どもの居場所づくり相談窓口を設置し、食事の提供や学習支援等を通じた子どもの居場所づくりへの取り組みを支援することで、見えにくい困りごとを早期に発見し適切な支援につなぎます。子どもの居場所づくりをきっかけとして地域の福祉力を高め、より活力のある地域づくりを目指します。

- ① 子どもの居場所づくりの立ち上げを支援します。
- ② 子どもの居場所づくりの活動を支援します。
- ③ 子どもの居場所づくりネットワーク交流会を開催し、他団体との情報交換や連携が取れるように支援します。
- ④ おかやま親子応援メールによる支援情報の発信を行います。



おかやま親子応援メール
チラシ



子どもの居場所づくり
ガイドブック



子ども食堂の様子

5. 安全・安心見守り・声かけ推進事業

市民のみなさんの安全・安心を確保するため、「あんしんカプセルおかやま」を活用した見守り・声かけ活動を推進いたします。

- ① 新たに取り組みを開始する地域へ円滑に事業が遂行されるよう支援します。
- ② 見守り・声かけ活動が地域で継続的に行われるよう支援します。
- ③ 地域での活動状況等について情報発信を行い広く活動の周知を行います。



あんしんカプセルおかやま

6. 市民活動の発信と活動の見える化

市民のみなさんに事業を周知するためにタイムリーな情報発信を心がけます。また、さまざまな情報発信ツールを積極的に活用することで、より多くの人に必要な情報を提供します。

- ① パネル展や社会福祉大会を活用し、社会福祉協議会を知るきっかけを作ります。
- ② おかやま社協だより（広報紙）、ホームページ等の内容を充実させます。
- ③ マスメディアを活用した情報発信を行います。



おかやま社協だより
(広報紙)



岡山市社会福祉協議会ホームページ

7. ふれあい給食サービス事業

社協支部・地区社協及び地域福祉団体がひとり暮らし高齢者等を対象に実施するふれあい給食サービス事業を支援します。

- ① 活動が継続的に実施できるように支援を行い、地域での福祉活動を推進します。
- ② 地域での活動状況等について情報発信を行い広く活動の周知を行います。



会食会の様子

基本目標2. あらゆる生活課題を受け止め、寄り添う体制づくり

市民のみなさんから寄せられるあらゆる生活課題を受け止め、解決に向けて取り組みます

1. 生活困窮者自立相談支援事業（岡山市寄り添いサポートセンター）

世帯の収入が減ったり、支出が増えてしまったりして生活に困窮する人の中でどのように生活を立て直すかが一様でない状況となっています。本人の生活や能力、世帯の状況等をさまざまな面から一緒になって考える支援が必要となってきています。

その人にとっての福祉ニーズに対応するため、「社会福祉協議会に相談すれば解決につながる」を目指して、相談支援体制の充実に向けて取り組みます。

- ① 本人の生活上の課題に寄り添いつつ柔軟に対応していくことを目指します。
- ② 就職活動がうまくいかない・不安な方に就労の支援を行います。
- ③ 収入はあるが支出が多く生活に困っている方に家計の見直しを支援します。
- ④ 離職等で収入が減った方に家賃相当額を支援する制度につなげます。
- ⑤ ひきこもり状態や窓口まで来られない方に対して、地域からの潜在的な課題を抱える世帯の情報を得られるような仕組みづくりを推進します。
- ⑥ あらゆる生活課題に向き合い、地域住民の支え合いやさまざまな関係機関との連携をはかり、自立した地域生活を送れるように支援します。

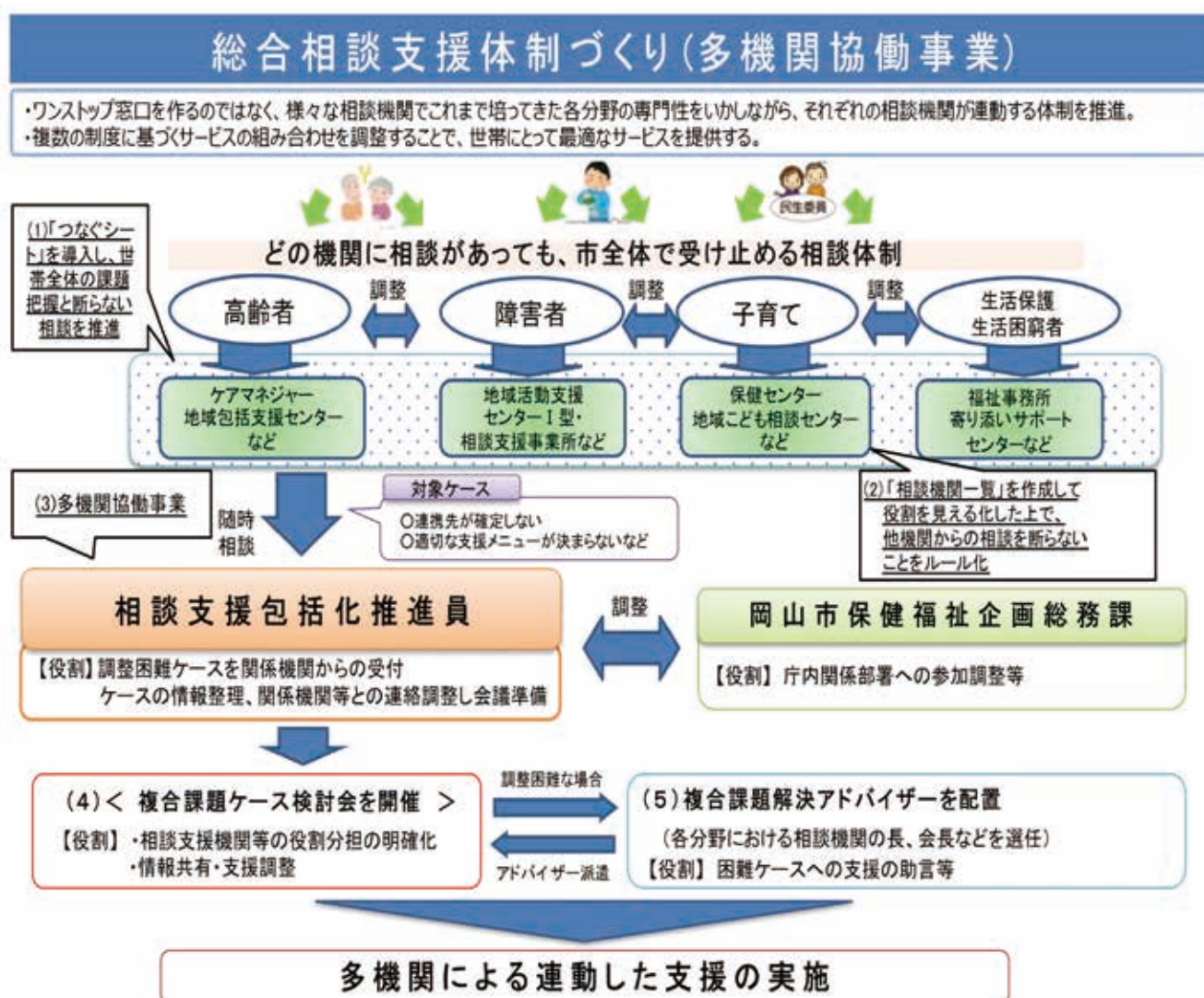


岡山市寄り添いサポートセンターパンフレット

2. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

個人や世帯が介護、障害、子育て、生活困窮など複雑化・複合化した課題を抱えた場合でも、たらい回しされることなく、多機関の協働により適切な支援を受けることができるよう、「断らない相談の実現にむけて」総合的な相談支援体制づくりの推進に取り組みます。

- ① 相談機関で複雑・複合課題を抱えた市民からの相談があった場合、専門機関などとの調整を行い、適切なサービスにつなげるなど相談機関に対して支援を行います。
- ② 岡山市と相談機関、専門機関などが一堂に会するケース検討会を開催し、困難ケースなどについて、それぞれの視点を組み合わせ、個別支援プランを作成することで、医療・暮らし（福祉）・就労など必要なサービスを漏れなく提供し、課題解決を図ります。



3. 生涯活躍就労支援事業

高齢者や課題を抱える人など誰もが地域や社会で役割を持って活躍できる生涯現役社会の実現を目指し、相談者の能力やニーズ等に応じて就労や社会参加等の機会を提供します。

- ① 相談者の経験や能力、就労条件など整理・把握しながら相談をお受けし就労先を調整します。
- ② 民間就労支援機関と協働し、利用者の受入れに賛同する企業を開拓します。
- ③ 就労が定着するように利用者、企業をともに支援します。

4. 生活福祉資金等貸付制度

低所得世帯や、高齢者世帯・障害者世帯などに対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、生活の安定を確保することを目的とします。

- ① 単に資金貸付を行うのではなく、相談支援を併せて行うことにより相談者の方の生活課題の解決と一緒に取り組みます。
- ② 償還時に滞納状況が続くといった場合は相談者の状況によって必要な支援に繋がります。

5. ひまわり福祉相談センター事業

暮らしの中で生じる心配ごとや困りごとを気軽に相談しやすい開かれた相談窓口を目指します。また、市民のみなさんからのさまざまな相談に対応できるよう研修等により相談員のスキルアップを行います。

- ① 市民のみなさまの日常生活の中での悩みや心配ごと等の相談に丁寧に対応します。
《心配ごと相談》
- ② 高齢者・障害者の方を対象に、弁護士が法律に関する相談に無料で応じます。
《高齢者障害者法律相談》



相談員研修会

基本目標3. 地域で安心して生活できる支援体制づくり

高齢者や障害者、日常生活上の判断に不安がある方が地域で安心して生活できるよう支援体制の構築に取り組みます

1. 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な方であっても、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を契約に基づき支援することで、地域で安心して生活できるよう取り組みます。

- ① 判断能力が不十分な方々が安心して地域で生活を送ることができるように、地域住民や福祉関係者が協働し権利擁護支援の体制整備を図ることを推進します。
- ② 各区事務所・分室においても受付・相談などの対応が可能になるよう、職員研修を実施し、担当者以外もスキルアップを図ります。



日常生活自立支援事業パンフレット

2. 成年後見中核機関運営事業（岡山市成年後見センター）

判断能力の問題により、自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め、主張し、実現できない方の権利擁護と意思決定支援ができるよう、市民のみなさんから気になる方を早期発見・連絡いただき、相談援助につながる仕組みづくりや、分野ごとの専門職と連携できる体制の構築に取り組みます。

- ① 地域へ制度の普及啓発に努めます。
- ② 利用者がメリットを実感できるよう、財産管理のみならず意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任等を行います。
- ③ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの構築に努めます。
- ④ 市民後見人の養成・活動支援体制を構築していきます。
- ⑤ 不正防止と利用のしやすさに努めます。

3. 法人後見事業

判断能力が低下しても、本人の状況に応じて、福祉サービスや福祉活動など多様な援助につなぎ、本人の意思を尊重した権利擁護支援ができるよう取り組みます。

- ① 成年後見センターと連携し、成年後見人等の生活支援を担う市民後見人育成・活動支援などによる担い手の拡充を行います。
- ② 普段の生活の中で成年被後見人などを支えていけるよう「地域ぐるみの支援」を目指します。
- ③ 従事する職員の専門性の確保に努めます。

4. 障害者居宅支援事業

障害者居宅支援事業は、在宅で生活している障害者の日常生活を支援することにより、障害者の自立と社会参加を促進することを目的として実施しています。岡山市内に住所を有する身体・精神・知的障害者(児)の方を対象に、身体介護、家事援助、通院介助、移動支援、同行援護、重度訪問介護を行っています。

- ① 利用者については、施設への入所や介護保険制度への移行等により、利用者数の減少もあることから、広報活動を通じて利用者の募集を随時行っています。
- ② ヘルパーについては、毎年度3回実施している定例研修会等を通じて、さらなる技術向上に努めるとともに、ヘルパーが気軽に相談できる相談会を毎月1回開催するなど、働く環境整備と人材確保に努めていきます。



ヘルパー研修会の様子



同行援護の様子

5. 児童館運営事業

子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する施設を目指し、子育てが孤立化、孤独化しないよう、さまざまな方面からの支援体制の構築に取り組みます。

- ① 遊びと生活を通した子どもの発達を支援します。
- ② 子どもの安定した日常の生活の支援に努めます。
- ③ 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応に努めます。
- ④ 子育て家庭への支援を多方面から行えるよう努めます。
- ⑤ 子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進に努めます。



児童館の様子

基本目標4. 多種多様な団体をつなぎ・つながる仕組みづくり

多様な主体による地域課題解決活動を推進し、地域共生社会の実現を目指します

1. 地域における公益的な取り組み（社会福祉法人等との連携）

社会福祉法人の公益的な取り組みを推進するための情報提供や支援をします。

社会福祉法人と地域団体及び法人間のネットワーク化を支援し、具体的な活動につなげます。

- ① 社会福祉法人公益事業アンケート結果の分析と公益的な取り組みに関心の高い法人を把握します。
- ② 社会福祉法人への個別アプローチにより、法人と地域のつながりを作っていきます。
- ③ 福社区ごとに情報交換会を開催し、事業の啓発及び法人同士がつながる場を提供します。
- ④ 地域と法人の連携による新たな活動の創出を目指します。
- ⑤ 複数法人の連携による新たな活動の創出を目指します。



社会福祉法人情報交換会



災害時の支援体制づくり
地元町内会との避難訓練の様子



災害時の被災者支援の様子



休耕田の管理

2. 出前福祉体験事業

車いす体験やアイマスク体験等を通じて、福祉教育を推進します。また、社会福祉法
人と協働し、公益的な取り組みの一環として行います。

- ① ボランティア活動に関心を持つきっかけづくりを行います。
- ② 社会福祉法人と協働して実施することで、地域と社会福祉法人がつながるきっかけ
づくりを行います。



出前福祉体験教室の様子

3. 夏のボランティア体験事業

中学生以上の方を対象に実施し、体験を通して福祉やボランティア活動への理解を深
めてもらいます。

- ① ボランティア活動を始めるきっかけづくりを行います。
- ② 地域団体や社会福祉法人等活動先の増加を目指します。



事前研修会の様子

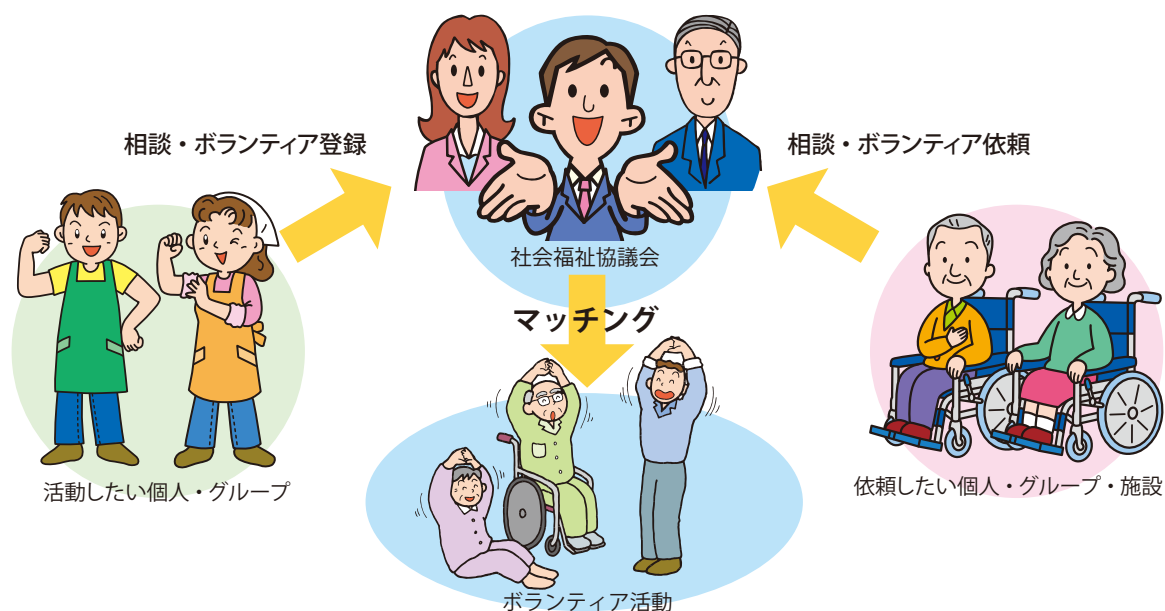


活動の様子

4. ボランティア相談体制の整備

ボランティアをしたい人とボランティアに来てほしい人のニーズをつなぎます。

- ① ボランティア活動に関心を持ち、気軽に参加できる仕組みづくりを行います。
- ② ボランティア活動に興味関心がある人に情報提供を行い、活躍する機会を増やします。



5. ボランティア養成講座の開催

ボランティア活動に興味を持ってもらうことで、ボランティア活動や地域活動の担い手となる人材を増やすことを目指します。

- ① ボランティア入門講座を開催し、ボランティア活動のきっかけづくりを行います。
- ② 技能ボランティア養成講座を開催し、さまざまな分野で活躍する人材を育成します。



手話入門講座の様子

6. 災害ボランティアセンターの体制整備

地域住民や関係機関（民生委員児童委員協議会、町内会、福祉施設、市民活動団体等）と協力し、災害時にスムーズな対応ができるよう、平時から災害時に向けた取り組みを行います。

- ① 災害支援ボランティア登録者の増加を目指します。
- ② 災害ボランティア養成講座を開催し、災害時にスムーズな対応ができるよう目指します。
- ③ 災害が起きた際、「岡山市災害ボランティアセンター」を立ち上げ、復旧に向けた活動を行います。
- ④ 少しでも早く日常生活に戻ることができるように復旧支援活動を行います。



平成 30 年 7 月豪雨災害



災害ボランティアセンターの様子



ボランティア活動中の様子



災害ボランティア養成講座の様子